平成２８年（フ）第３９号
愛媛県新居浜市大生院57番地の６
債務者　曽我部忠彦
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２６号
福岡県田川郡福智町金田275番地247　町営平原団地11棟121号
債務者　堀田美夜子
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１０９号
大分県別府市大字鶴見3356番地の１　ユーミーマンション実相寺102号
債務者　吉丸　邦義
１　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４３号
宮崎県東臼杵郡門川町西栄町４丁目22番地
債務者　小山　留美
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４４号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡4487番地
債務者　岡田　正広
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４５号
宮崎県日向市大王町４丁目95番地　市営大王谷住宅５棟17号
債務者　高山　　昇
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第４８号
宮崎県延岡市柳沢町２丁目３番地４
債務者　中島千代子
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３３号
福島県郡山市島１丁目２番４号　フレグランス島Ｂ－202号
債務者　近藤　雄基
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県明石市西明石東町15番地の12　リベルテハイツ202号
債務者　村山　　稔
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県明石市二見町西二見2001番地の18　土山駅前スカイハイツＣ－519号
債務者　加藤あゆみ（旧姓山本・奥田）
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第３０号
青森県弘前市大字富士見台１丁目５番地128
債務者　鎌田啓美子
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第１５７号
神奈川県厚木市上依知519番地１
債務者　伊藤　幸次
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７３号
神奈川県秦野市平沢431番地の３、前住所神奈川県秦野市戸川814番地の５
債務者　小林　　仁
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７４号
神奈川県秦野市平沢431番地の３、前住所神奈川県秦野市戸川814番地の５
債務者　小林美恵子
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２０３号
神奈川県厚木市上依知2794番地１　アルカディアＢ－103、前住所神奈川県厚木市関口946番地２　ソレアードＢ－102
債務者　棟方　瑞希
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１８号
神奈川県小田原市曽比1833番地　藤井テラス１号室
債務者　米山　正春
１　決定年月日時　平成28年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部